

Stop！ハラスメント

「しない・させない・ゆるさない」 by ハラスメント防止委員会

2022.11.15

No.3

パワーハラスメントの定義です。

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の**優位性（※）を背景に、業務上の適正な範囲を超えて**、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を言います。

※「職務上の地位」に限らず、人間関係や専門知識・経験などのさまざまな優位性が含まれます。

「パウハラ」と「業務上の適正な指導」とはどこが違うのでしょうか？

- **指導・支持の内容に関連性や必要性はあるか** → 「気に入らないから」はNG！
- **言い方が威圧的・陰湿ではないか** → 怒鳴る、一方的に話す、陰口を言うなど
- **度を超えていないか** → 罵倒する、人格を否定する発言をする、執拗に行うなど
- **発言の場に配慮はあるか** → 本人以外に聞こえるように言うなど、周りを巻き込んで叱責する
- **過小な要求** → 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる
- **個の侵害** → 私的なことに過度に立ち入る
（「ドクタートラスト」HPより抜粋）

パワーハラスメントは「内部ハラスメント」です。各人の心がけ次第で法人内で解決できる問題です。エネルギーは、職員同士に向けあうのではなく、本来業務の質の向上に使うべきものでしょう。

ハラスメント防止委員会 事務局（人事部：佐藤・鷺野）

☎:080-1621-8866（鷺野） ✉:washino@kouzenkai.or.jp